（会計基準の特例に関する注記）

第九十四条　指定国際会計基準によつて作成した連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準によつて連結財務諸表を作成している旨

二　特定会社に該当する旨及びその理由

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　外国会社の財務書類（第百二十七条―第百三十一条）」を「第七章　特定会社の外国会社の財務諸表（第百二十七条・第百二十八条）　第八章　特定会社の財務書類（第百二十九条―第百三十三条）」に改める。

第一条第一項中「のうち、」の下に「財務諸表（」を加え、「及び附属明細表（以下「財務諸表」という」を「並びに附属明細表又は第百二十七条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ」に、「次条」を「第一条の三」に、「第六章」を「第七章」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

一　利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

二　特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。

三　高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（次号及び第五号において「基準委員会」という。）を設けていること。

四　基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。

五　基準委員会が会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん（企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。）の観点から継続して検討を加えるものであること。

第一条の二に見出しとして「（外国会社の特例）」を付し、同条中「第七章」を「第八章」に改め、同条を第一条の三とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（適用の特例）

第一条の二　国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、第七章の定めるところによることができる。

一　次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ　発行する株式が、金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されていること又は認可金融商品取引業協会（同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）に店頭売買有価証券（同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）として登録されていること。

ロ　法第二十四条第一項又は第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つていること。

ハ　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

ニ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　会社、その親会社、その他の関係会社（第八条第八項に規定するその他の関係会社をいう。以下この号において同じ。）又は当該その他の関係会社の親会社が外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一号ニに規定する国際会計基準をいう。以下この号において同じ。）に従つて作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(2)　会社、その親会社、その他の関係会社又は当該その他の関係会社の親会社が外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。第八条第十項第三号において同じ。）の規則に基づき、当該規則の定める期間ごとに国際会計基準に従つて作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(3)　親会社、その他の関係会社又は当該その他の関係会社の親会社が外国に連結子会社（連結財務諸表規則第二条第五号に規定する連結子会社をいい、当該親会社の直近事業年度の末日における資本金の額が二十億円以上のものに限る。）を有していること。

二　当該事業年度の直前の事業年度、当該事業年度に属する四半期会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第三条第四号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準によつて作成した会社であつて、前号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

第八条第三項中「（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）」を削り、同条第十項第三号中「（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）」を削り、同条第十五項中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）」を「連結財務諸表規則」に改める。

第百二十二条第六号中「及び第六号」を削り、同号に次のように加える。

ホ　資産除去債務明細表

第百三十一条第一項中「第百二十八条、第百二十九条第二項」を「第百三十条、第百三十一条第二項」に改め、同条第二項中「第百二十八条及び第百二十九条第二項」を「第百三十条及び第百三十一条第二項」に改め、同条を第百三十三条とし、第百二十七条から第百三十条までを二条ずつ繰り下げる。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　特定会社の財務諸表

（特定会社の財務諸表の作成基準）

第百二十七条　特定会社が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

2　特定会社は、前項の規定により作成した財務諸表のほか、指定国際会計基準によつて財務諸表を作成することができる。